第12項（自動車（車体の構造）、鉄道、二輪車、船舶、航空・宇宙、武器、レスキュー、操向、サスペンション、車輪、事故防止・保守、弁一般、液体分配器、油圧等）
第13項（継手・クラッチ、軸・軸受、伝動装置の構造・制御・配置・操作、ブレーキ、固着、緩衝、防振、シール・圧力容器等）
第14項（工作機械、ＮＣ（数値制御）、マニプレータ、手工具、生産管理、プレス加工、レーザ加工・溶接、放電加工、非金属の加工、半導体材料の機械的処理、マイクロマシン等）
第15項（運搬・貯蔵装置、エレベーター、クレーン、フォークリフト、破砕・粉砕、噴霧装置、塗布装置、自動組立、ウエハ等の取扱い（移送等）、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置（パーソナルコンピュータ、携帯電話等）の筐体等）
第16項（紙送り（給紙・搬送・排紙）、繊維機械、被服、包装機械、紙製品の製造、包装体、容器、大型容器（コンテナ、タンク等）等）
第17項（家庭用電気機械器具（掃除機、食器洗機、洗濯機、アイロン等）、清掃、コネクタ、照明、スイッチ等）
第18項（燃焼、電気加熱、ストーブ、レンジ、暖房、ボイラ、乾燥、調理機器、肉・魚・野菜の加工、冷凍、ヒートポンプ、製氷、冷蔵庫、空気調和、加湿、換気、ダクト、熱交換、管一般等）
第19項（処置具、衛生・介護、注入・内服、治療、物理療法、補綴、チェック装置、陳列棚、生活必需品、シート、ベッド等）
第20項（無機化合物、単結晶成長、蒸着、触媒、ガラスの製造・組成・表面処理、セメント・コンクリートの組成・成形、セラミックス（焼結体）の組成・成形等）
第21項（圧延・引抜き、鋳造、金属の表面処理、電解による処理、半導体の実装（ボンディング、容器・封止、リードフレーム、マウント基板等）、半導体の製造（エッチング、膜の形成、試験・測定等）等）
第22項（精錬、合金、熱処理、炉一般、はんだ・溶接材料、電池、電線等）
第23項（半導体素子、半導体集積回路、超電導素子、半導体素子の製造工程（アニール、イオン注入、再結晶化、電極・配線の形成等）等）
第24項（化粧料、製剤・医療材料等）
第25項（遺伝子工学、ペプチド・蛋白質、食品・飲料、微生物・酵素、植物・動物等）
第26項（水処理、固体廃棄物処理、消火剤、ガス分離・排ガス処理、濾過・濾過材、固体の分離、液分離、同位体分離等）
第27項（有機化合物の製法、農薬、肥料、染料・染色、石炭・石油・燃料・火薬、潤滑剤、洗剤・油脂・香料、塗料、接着剤・接着テープ、顔料等）
第28項（重合・触媒、付加系高分子化合物、縮合系高分子化合物、高分子化合物の組成物、高分子の処理等）
第29項（タイヤ、プラスチック成形、塗装方法、繊維、加工紙、積層体、皮革等）
第30項（有機化合物、医薬等）
第31項（電子商取引、情報検索、言語処理、暗号等）
第32項（計算機細部、マンマシンインターフェイス、特殊計算機、演算、入出力制御、抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ等）
第33項（アーキテクチャ、プログラム管理、データの誤り検出・訂正、電線の据付、記憶制御、静的記憶装置、ＩＣカード等）
第34項（伝送方式、移動無線通信システム、フィルタ、伝送細部、増幅器等）
第35項（電話システム、交換、遠隔制御、電力系統、マイクロ波等）
第36項（符号変換、デジタル変調、データ伝送、パルス回路、通信ネットワーク等）
第37項（電子楽器、カラオケ、音響機器、音声の認識・合成、動画記録、ビデオカメラ、デジタルカメラ、テレビジョン（信号の符号化、双方向、受信機等）等）
第38項（ＣＧ、ＣＡＤ、画像認識、ファクシミリ等）
第39項（磁気テープ、磁気ディスク、光（光磁気）ディスク、磁気ヘッド、記録・再生装置、記録・再生のための信号処理、索引・編集等）

様式第二十二（第52条関係）

【書類名】　審査請求料軽減申請書（産業競争力強化法）
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【出願の表示】
　【出願番号】
【申請人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【申請の理由】
【提出物件の目録】
【技術の分野】
〔備考〕
１　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成　年　月　日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「ＰＣＴ／○○○○／○○○○○」のように国際出願番号を記載する。
２　「【申請の理由】」の欄には、「審査請求料の軽減（産業競争力強化法第75条第２項）」のように記載する。
３　その他は、様式１の備考１から３まで、備考５から12まで、備考14から20までと同様とする。

様式第二十三（第53条関係）

【書類名】　国際出願に係る手数料軽減申請書（産業競争力強化法）
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【出願の表示】
　【国際出願番号】
【申請人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【申請の理由】
【提出物件の目録】
【技術の分野】